

令和元年6月から、新たな地図記号として*「自然災害伝承碑」の記号が使われるようになりました。今回は霧島市内にある自然災害伝承碑を紹介いたします。

自然災害伝承碑

自然災害伝承碑とは、過去に発生した津波や火山災害などの、自然災害に関することが書かれた石碑やモニュメントのことを指します。これらの碑は、当時の被災状況を伝えるとともに、同時に、被災地に建てられることから、地域住民の防災意識の向上に役立つとされています。

大正大噴火の被害

隼人港の東側隅に「記念碑」と書かれた石碑があります。これは、大正5(1916)年2月に建てられたものです。裏側に書かれた碑文には大正3年、1月12日の桜島の大噴火と8月の暴風高潮被害によって防波

堤が決壊し、家屋浸水の被害が多く発生したとあります。そのため、県の補助金をもらって、有志たちによる港湾堤防改修工事が行われたと続いています。

大正大噴火と堤防の決壊は一見関係がなさそうですが、同時期に建てられた石碑を見るとつながりが見えてきます。それが、国分広瀬の大穴持神社境内にある石碑です。

広瀬の海側に広がる田園地帯は幕

石に刻まれた 災害の歴史

末に埋め立てられた土地で、小村新田といえます。大正大噴火の際、広瀬の沿岸部は地盤沈下が起こり、海水が流れ込みました。その後、暴風と高潮が起こり、地域住民で必死の防衛をしましたが、数カ所の堤防が決壊。青田が海となり、100戸余りの家屋が浸水して衣食住が奪われる惨状となりました。こちらも県の事業によって、大正6年に堤防が築かれたとの記述が石碑に残ります。

大正大噴火によって、霧島市域の沿岸部は地盤沈下が起こり、堤防決壊につながったことが二つの石碑から分かります。今後の防災上でも有益な情報ではないでしょうか。

碑文に刻まれた思い

大穴持神社の石碑の隣に、もう一つ石碑があります。これを見ると、大正時代の堤防修復の後、昭和26(1951)年10月14日のルース台風



*自然災害伝承碑の地図記号

よって再び堤防が決壊し、小村新田が浸水被害を受けたことが分かります。ここでも地域の人たちが懸命に働き掛け、国と県によって復旧工事が進められ、昭和29年には堤防と新田の復旧が完了しました。ここには、官民一体となって復興できた喜びが刻まれています。

今回紹介した石碑はいずれも「記念碑」であり、堤防の復旧を祝うものです。隼人港の碑文の最後には、

港湾の利益を享受する人は「須く功勞ヲ追懐セヨ」とあります。大穴持神社境内の碑文には「一日タリトモ堤防愛護ノ念ヲ断ツ勿レ」と先人の功績と堤防のありがたさを後世まで語りつなぎたいという強い願いがうかがえます。

自然災害伝承碑は、災害への警鐘を鳴らすものであるとともに、災害から復興した人たちの思いが詰まっているものなのでしょう。

(文責＝小水流)



隼人港東側隅の記念碑



大穴持神社境内の堤防竣工記念碑



大穴持神社境内の災害復旧記念碑

郷土の扉

The gateway to local history